

令和 8 年 第 7 回 ふじみ野市農業委員会総会議事録

招 集 日 時	令和8年7月24日	開会場所	ふじみ野市役所本庁舎3階 A301会議室
---------	-----------	------	-------------------------

開会の日時	開 会	令和８年７月２４日	午後１時３０分	議長
及び宣告者	閉 会	令和８年７月２４日	午後２時００分	議長

議 長	久保田 清
-----	-------

No.	氏 名	出欠	No.	氏 名	出欠
1	原 田 一	出	1 0	島 田 智 之	出
2	堀 井 和 幸	欠	1 1	横 山 明 仁	出
3	井 上 一 浩	出	1 2	有 山 茂 幸	出
4	内 田 晃 生	出	1 3	近 藤 広 巳	出
5	谷 田 峰 男	出	1 4	久保田 清	出
6	新 井 正 一	出	1 5	柳 川 嗣 於 (最)	出
7	岸 勇	出	1 6	内 田 輝 美 (最)	出
8	志 摩 勇	出	1 7	塩 野 弘 明 (最)	出
9	嶋 田 宏	出			

出席者数	農業委員	定数	14名	出席者	13名
	農地利用最適化推進委員	定数	3名	出席者	3名

議 事 参 与 (説明者)	書 記
---------------	-----

葛籠貫 智 洋	
島 村 雄 大	
菅 井 健 吾	
関 口 正 幸	

その他重要と 認める事項	
	上記会議の結果を記載し、その相違なきを証するためここに署名します。 令和8年7月24日 議 長 印 署名委員 印 署名委員 印

		ふじみ野市農業委員会会長は、令和8年7月24日、午後1時30分、ふじみ野市役所第本庁舎3階A301会議室に農業委員会を招集した。
日程第1	議 長	議長は午後1時30分、委員の過半数が出席したので、開会を宣言した。
日程第2	議 長	議事録署名委員に17番・1番委員を指名する。
日程第3	議 長	日程第3、報告第14号、農地法第3条の3第1項の規定による権利取得の届出に関する件、1件を報告します。 事務局に報告書の朗読を求めます。 報告書朗読。 何か質疑はありますか。 なし。 報告案件ですので、報告第14号について終了します。
日程第4	議 長	日程第4、報告第15号、農地法第4条第1項第7号による農地転用届に関する件、3件を報告します。 事務局に報告書の朗読を求めます。 報告書朗読。 何か質疑はありますか。 なし。 報告案件ですので、報告第15号について終了します。
日程第5	議 長	日程第5、報告第16号、農地法第5条第1項第6号による農地転用届に関する件、1件を報告します。 事務局に報告書の朗読を求めます。 報告書朗読。 質疑はありますか。 区画整理組合の事務所は、現在どこにありますか。 休憩します。

日程第 6	議 長	休憩 午後 1 時 4 0 分
	事 務 局	再開 午後 1 時 4 5 分
	議 長	再開します。
	事 務 局	元の事務所は、地図上で説明しますと今回の申請地の北西側で道路をはさんで向かい側にございましたが、現在は解体して存在しておりません。そこにあった事務所が申請地に移動してくることになります。
日程第 6	議 長	他に質疑はありますか。
	全 委 員	なし。
	議 長	報告案件ですので、報告第 1 6 号について終了します。
	議 長	日程第 6、議案第 2 2 号、生産緑地取得の斡旋について、1 件を議題とします。
日程第 6	事 務 局	本案件につきましては、4 番委員に関する議案となります。会議規則第 1 0 条の規定により、議案終了まで 4 番委員は退席しますので、よろしくお願いします。
		(4 番委員退席)
		この案件について、事務局から議案の朗読及び説明を求めます。
		議案書朗読及び説明。
日程第 6	事 務 局	生産緑地とは、市街化区域の農地で、公害の防止や良好な都市環境の形成等を目的として、都市計画によって保全される農地のことです。買取り申出者である主たる従事者が死亡したため、市に対して、本対象地の買取り申出がありましたが、市が買取りを希望しなかったため、生産緑地法第 1 3 条の規定に基づき市から農業委員会へ斡旋の依頼がありました。
		今後期日までに買取希望がない場合は生産緑地の行為制限の解除となります。各担当の地区の農業者の方に周知をしてい

		ただき買取希望者がおりましたら、8月25日までにご連絡をお願いします。
議 長		何か質疑はありますか。
16 番委員		仮に買取りした場合、生産緑地にしなければならないのか。
		生産緑地を継続せず、アパートを建てても構わないのか。
事 務 局		この場合の買取りは、生産緑地として買取りするということです。よって、生産緑地として営農を継続することになるためアパート等に転用することはできません。
12 番委員		今まで市が買い取るケースは、どのような場合なのでしょうか。
事 務 局		生産緑地法上は、農地または公共用施設、公園、緑地等として購入する形になります。ふじみ野市としての実績はありませんが、可能性があるのであれば市が管理する市民農園及び公園とするか、そのまま、緑地帯として残すことになります。
12 番委員		市としては、買取りを行う可能性は低いということですか。
事 務 局		費用対効果を考えると可能性はかなり低い状況だと思われます。
議 長		他に質疑はありますか。
全 委 員		なし。
議 長		本案件につきましては、買取申出がありましたら、8月25日までに事務局へ連絡をお願いします。
議 長		4 番委員は復席してください。 (4 番委員復席)
議 長		議案第 22 号について終了します。
議 長		本日の報告並びに議案全てについて、慎重審議していただきましてありがとうございました。これをもちまして、令和 8 年第 7 回ふじみ野市農業委員会総会を閉会とさせていただきます。

		(終了 午後 2 時 0 0 分)
--	--	-------------------